

## 平成30年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて お知らせ

岡山県の建設工事に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、平成30年度から実施しますので、お知らせします。

### I 総合評価落札方式の見直し

#### 1 専任指導技術者制度の本格実施

これまでJV案件を除く設計金額5億円未満の総合評価落札方式による工事において試行していた専任指導技術者制度について、平成30年4月からは、すべての総合評価落札方式で本格実施します。

※専任指導技術者制度の内容は別紙のとおりであり、評価方法等についてはこれまでの試行と変更はありません。

※JV案件の場合、共同企業体の代表者のみ専任指導技術者の配置が可能です。

#### 2 工事成績の評価対象期間の延伸

平成30年6月からは、企業及び配置予定技術者の工事成績の評価対象期間について、設計金額2億円以上の下記の対象工種について、過去4年間から過去8年間に延伸します。

##### 【対象となる工種】

PC橋上部工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気工事、管工事、電気通信工事

### II 週休2日工事の試行

建設業においては、若手技術者の入職が減少するなど、中長期的な担い手の確保や育成が大きな課題となっていることから、労働環境を改善し魅力ある建設現場創出のため、平成30年4月から「週休2日工事」を試行します。

#### 1 試行対象工事

設計金額が1千万円以上の工事（災害復旧等緊急を要する工事を除く。）のうち発注者が選定する工事。なお、当面は各県民局・地域事務所で数件程度を選定します。

#### 2 発注方式等について

- (1) 発注時に特記仕様書において「週休2日工事」の対象工事であることを明示し、契約締結後に受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」として発注します。
- (2) 全期間にわたり週休2日を実施した場合、設計変更の対象とします。
- (3) 「週休2日工事」における週休2日の条件や実施方法等は、「岡山県週休2日工事試行要領」に定めた規定を適用します。

#### 岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>) から → 画面左上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

##### 【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483

# 【別紙】総合評価における専任指導技術者制度について

## 1 専任指導技術者の配置について

監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）が45歳以下※1）の場合は、申請者の選択により、監理技術者等の配置に加えて「専任指導技術者」を配置できることとする。

※1）開札日現在において45歳以下とする。

## 2 総合評価落札方式における評価について

専任指導技術者を配置する場合、総合評価における配置予定技術者の評価項目のうち、「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」、「工事成績の平均点」については、専任指導技術者で評価を行う。

## 3 専任指導技術者の要件等について

### ＜専任指導技術者を配置する場合＞

- ① 専任指導技術者は専任で配置し、監理技術者等の配置が必要とされる全期間にわたり監理技術者等を指導補助すること。ただし、監理技術者等の専任が必要とされない期間は、専任指導技術者についても専任であることを要しない。また、専任指導技術者は、当該工事の現場代理人を兼務することができるものとする。
- ② 専任指導技術者も、個別公告における2の8の「配置技術者に関する条件」を全て満たすこと。また、専任指導技術者が指導補助する配置予定技術者が監理技術者の場合においては、専任指導技術者も当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けているものであること。
- ③ 以下のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効とし、当該無効の応札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。
  - ・ 監理技術者等が45歳以下であることが確認できない場合。
  - ・ 専任指導技術者が、個別公告における2の8の「配置技術者に関する条件」を全て満たすことが確認できない場合。
  - ・ 配置予定技術者が監理技術者の場合において、専任指導技術者も当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を受けていることが確認できない場合。
- ④ 専任指導技術者が監理技術者等を適切に指導補助することができないと認められる場合は、専任指導技術者としての要件を満たさないものと判断し、総合評価における配置予定技術者の評価項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」、「工事成績の平均点」について、評価を行わない（0点とする）。
- ⑤ 病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書に記載した専任指導技術者を配置することとする。上記理由以外により配置できない場合（専任で配置すべきところを専任で配置できない場合を含む）は、不誠実な行為として工事成績評定を3点減ずるとともに、指名停止等の措置を行う場合がある。（契約締結前であっても、契約を締結しないとともに、不誠実な行為として指名停止等の措置を行う場合がある。）

また、上記特別な理由がある場合により交代した場合、交代後の専任指導技術者について改めて評価を行うこととし、当該評価による得点の小計が交代前の専任指導技術者の得点の小計未満となったときは、工事成績評定を2点減ずる。

※ 監理技術者等が本来の職責を果たしていない場合には、工事成績において配置技術者の評定を減ずることとする。
- ⑥ 専任指導技術者については、1人の技術者で参加できる入札の件数は制限しない。ただし、専任指導技術者として申請した技術者を他の入札案件に配置予定技術者として申請している場合で、他の入札案件で先に落札決定があった場合など、当該専任指導技術者を工事に配置できなくなった場合は、直ちに当該入札の参加申請を取り下げること。（必要な取り下げを行わず申請した専任指導技術者を配置できなくなった場合は、上記⑤上段のとおり取り扱うので注意のこと。）

## 4 施工実績及び工事成績の付与について

工事完了後の監理技術者等としての施工実績及び工事成績は、監理技術者等となった技術者にのみ付与する。